(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年4月9日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県福井市石橋町31字118

氏名 ダイトーケミックス株式会社 福井工場 執行役員 工場長 似田 宜雄

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-85-1841

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	0)	名	称	ダイトーケミックス株式会社 福井工場
事	業	場の	所	在	地	福井県福井市石橋町31字118
計		画	期		間	令和7年4月1日~令和8年3月31日
当該	事業	場におい	ハて現	見に行	うって	いる事業に関する事項
	1	事 業	Ø	種	類	E16
	2	事 業	の	規	模	1,420,000千円 (製品出荷額 H28年度実績)
	3	従 業			数	ダイトーケミックス 59人 常駐委託会社 19人 合計 78人
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程					全て引火性廃油 ・低濃度親水廃液 処理業者(混合調製)へ委託、処理後はセメント焼成燃料化 ・廃油Y 処理業者(焼却)へ委託

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
	(管理体制図)					
特別	 管理産業廃棄物の					
		【前年度(2024年度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
		排 出 量 1690 t	t			
	①現状	(これまでに実施した取組) ・焼却廃液の微生物処理化(焼却廃液タンクに送っていた溶剤腐水処理場・微生物処理へ転換)	経液を選別し排			
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類 引火性廃油				
		排 出 量 2400 t	t			
	②計画	(今後実施する予定の取組) ・焼却廃液の微生物処理化継続 ・社内焼却中間処理安定稼働(焼却設備重要機器をリストアップ ち、長期停止しないようにする。)	プし予備を持			
d la D						
符片 	別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (会別している特別管理産業廃棄物の種類などが会別に関する取組)					
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) 引火性廃油 ・工場から出る溶剤廃液を毎日確認。可能な限り微生物処理へ。				
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に ・廃液分別を継続していく。	関する取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項							
	【前年度(2024年度)実績】	【前年度(2024年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	_		_			
	自ら再生利用を行った		t	_	t		
	特別管理産業廃棄物の量		l l		ι		
①現状	(これまでに実施した取組)		•				
	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	_		_			
	自ら再生利用を行う						
	特別管理産業廃棄物の量		t	_	t		
②計画	(今後実施する予定の取組)						
白に行る特別答理の	 産業廃棄物の中間処理に関する事項						
日のロノ何が自生産	【前年度(2024年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	 引火性廃油					
		が八王飛仙					
	自ら熱回収を行った	0	t		t		
	特別管理産業廃棄物の量						
(C) = 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	自ら中間処理により減量した 806	806)6 t		t		
①現状	特別管理産業廃棄物の量						
	(これまでに実施した取組) ・特になし						
	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油					
	自ら熱回収を行う	_			t		
	特別管理産業廃棄物の量		t	_	τ		
	自ら中間処理により減量する	4 = 0.0					
②計画	特別管理産業廃棄物の量	1500	t	_	t		
	(今後実施する予定の取組)						
	・外部特管産廃搬出量削減のたて処理する。	こめ、水分の多い	↑廃液を社₽	7焼却(中間処	理)に		
	・微生物処理管理を徹底し排力	く処理場へ送液で	ナる溶剤廃液	友を増やす。			
I	I						

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項							
	【前年度(2024年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	_		-			
①現状	自 ら 埋 立 処 分を 行 っ た特別管理産業廃棄物の量	_	t	-	t		
	(これまでに実施した取組)						
	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	_					
②計画	自 ら 埋 立 処 分を 行 う特別管理産業廃棄物の量	_	t	_	t		
	(今後実施する予定の取組)						
特別管理産業廃棄	- 医物の処理の委託に関する事項						
	【前年度(2024年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		_			
	全処理委託量	884	t	_	t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0	t	-	t		
	再生利用業者への 処理委託量	884	t	_	t		
①現状	認定熱回収業者への処理 委託 量	0	t	_	t		
327.	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	-	t		
	(これまでに実施した取組) ・産廃業者選定にあたり会社情	青報の調査					

		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類 引		油			
		全処理委託量	900	t t			
		優良認定処理業者への 処理 委託 量	0	t			
	②計画	再生利用業者への 処 理 委 託 量	900	t			
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0	t			
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t			
		(今後実施する予定の取組) ・引き続き優良認定処理業者を使用していく。					
		【前年度(2024年度)実績】					
		特別管理産業	廃棄物				
		排出出	1690 t				
		(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					
電子情報処理組織の 使用に関する事項		(今後実施する予定の取組)					
		・特になし					
※事	務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種 類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃 棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除 く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使 用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨および理由を含む。)について記 入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。